

報第5号

令和4年度樫原市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和4年度樫原市健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告する。

令和5年9月5日報告

樫原市長 亀田 忠彦

## 令和４年度橿原市健全化判断比率報告書

(単位：％)

|         | 実質赤字比率          | 連結実質赤字比率          | 実質公債費比率 | 将来負担比率   |
|---------|-----------------|-------------------|---------|----------|
| 令和４年度   | —<br>(△ 7. 9 0) | —<br>(△ 2 8. 8 4) | 3. 3    | 2 7. 0   |
| 早期健全化基準 | 1 2. 1 1        | 1 7. 1 1          | 2 5. 0  | 3 5 0. 0 |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「－」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。

## 令和４年度橿原市資金不足比率報告書

(単位：％)

|       | 資金不足比率              | 経営健全化基準 |
|-------|---------------------|---------|
| 上水道事業 | —<br>(△ 1 1 3. 0 5) | 2 0. 0  |
| 下水道事業 | —<br>(△ 7 6. 3 5)   | 2 0. 0  |

※ 上水道事業及び下水道事業における資金不足比率の「－」は、資金不足額が生じていないことを示し、下段括弧内に、参考値として負の値で併記した。